

国際条約について

我が国が現在パリ条約及びウィーン条約に加盟していない理由として、以下のものが挙げられている。

【法的整合性】

（１）条約が有限責任を前提としていること

- ・締約国の事故による我が国被害者が十分な賠償を受けることができない可能性がある
- ・我が国の事故により締約国に損害を生じさせた場合、原子力事業者は無限責任を負うため、一方的に不利

（２）無限責任と賠償措置との関係

- ・パリ条約上、原子力事業者は、国内法での責任限度額まで保険等の賠償措置を講じる必要があるが、我が国原子力事業者にとって無限の保険をかけることは不可能
- ・ウィーン条約上、国内法で定める責任制限額と賠償措置額が異なる場合、賠償措置額を超え責任制限額までの損害に対して国家補償義務を課しているが、我が国ではまずは原子力事業者に無限責任が存在する

（３）除斥期間が１０年であること

- ・他国においては１０年を除斥期間としているところ、我が国法は２０年を除斥期間としていることから、我が国にとって不利

【実態的理由】

（４）参加するメリットが少ないこと

- ・パリ条約については、締約国と我が国との地理的距離が相当あり、我が国が損害を受け、あるいは与えるおそれが高いこと（国際輸送を除く）
- ・ウィーン条約については、中国、韓国等の近隣原子力国が締約国ではなく、これらの国からの事故について条約上の損害賠償を求めることができず、メリットが無いこと。

（５）補償制度が整備されていること

- ・我が国の原子力事故により他国に損害を生じさせた場合、原賠法が準拠法とされる場合には、我が国における損害と同等に補償されることとなっている